

## 2022年度社会福祉法人実地指導の結果

### (1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を短縮して実施しました。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
43	15	5	15	109	33.3%	7.2件

※2023年4月1日現在

### (2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。  
2017年に本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。

#### 文書指摘の具体的事例

◇ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないため、是正すること。

社会福祉法人の評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

しかしながら、評議員会で、議決に加わることができない特別の利害関係を有する評議員の存否について確認が行われていなかった。

(法第45条の9第8項、ガイドラインI-3-(2)-2)

#### <改善の際の注意点>

確認方法について特段の定めはありませんが、評議員会において議案ごとに確認し議事録に記録する方法、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入する方法、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定める方法などが考えられます。法人に合った方法で確認してください。

◇ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。

社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めなければならない。

しかしながら、規定すべき事項が定められていなかった。

(法施行規則第2条の42、ガイドラインI-8-(2)-1)

<改善の際の注意点>

社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、①理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、②その額の算定方法、③支給の方法及び④形態に関する事項を定めなければなりません。

具体例は、以下のとおりです。

①理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分：理事長、職員を兼ねる理事、非常勤理事等

②その額の算定方法：月額〇〇円、会議1回出席〇〇円等

③支給の方法：時期（毎月〇日、業務にあたった都度等）、手段（銀行振込、現金支給等）

④形態に関する事項：現金、現物等

◇ 財産目録と残高証明書の金額が一致しないため、是正すること。

社会福祉法人においては、財産目録は、法人の全ての資産及び負債について貸借対照表価額を表示するものであり、金融機関発行の残高証明書と整合しなければならない。

しかしながら、2021年度決算について、残高証明書の金額と財産目録の預金、借入金等の金額が一致していなかった。

(会計省令第2条第1号)

<改善の際の注意点>

財産目録（貸借対照表価額）と残高証明書の金額が一致していない場合、原因として3月31日時点で積立金を積み立てていないこと等が考えられます。また、原因不明の不一致がある場合、不正が疑われる可能性があるため、必ず原因を説明できるようにしてください。

◇ 補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていないので、是正すること。

社会福祉法人においては、法人の定款・経理規程に予算編成にかかる手続きを定め、当初予算・補正予算の編成に当たってはその手続きに則らなければならない。

また、予算に基づいて事業活動を行うことから、年度をまたいで事後的に前年度の補正予算を編成することはできない。

<p>しかしながら、年度をまたいで事後的に前年度の補正予算を編成しており、編成にあたり理事会の承認も得ていなかった。</p> <p>(留意事項2の(2)、ガイドラインⅢ-3-(3)-3、社会福祉法人蘭会定款第31条第1項、社会福祉法人蘭会経理規程第21条)</p> <p><b>&lt;改善の際の注意点&gt;</b></p> <p>最終補正予算額と決算額に相違があっても、決算額に合わせて最終補正予算額を変更することは認められていません。最終補正予算は、必ず年度内に編成してください。</p>	
口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。</p> <p>(ガイドラインⅢ-3-(2)-1)</p>	9
<p><b>&lt;改善の際の注意点&gt;</b></p> <p>月次報告は、毎月の法人の財務状況を把握し、予算執行や補正予算を組む際の判断材料となります。毎月必ず経理規程に定める時まで報告してください。</p>	
<p>○ 契約を適正な方法により行っていない。</p> <p>(入札通知、ガイドラインⅢ-4-(4)-4)</p>	8
<p><b>&lt;改善の際の注意点&gt;</b></p> <p>入札通知や法人の経理規程に応じた数の見積りを徴取していない事例が多くみられました。必要な数を徴取するようにしてください。</p> <p>また、稟議書が作成されていない事例もみられました。必ず契約権限者による決定、随意契約の理由等を明確にし、書面で残してください。</p>	
<p>○ 把握された注記すべき事項が注記されていない。</p>	7
<p><b>&lt;改善の際の注意点&gt;</b></p> <p>注記のうち「担保に供している資産」や「関連当事者との取引内容」は複数年度にわたって記載することが多い項目です。</p> <p>また、社会福祉法人会計基準改正により「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」という注記項目が追加されています。</p> <p>決算書作成時にもれなく注記するようにしてください。</p>	

## 根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和26年6月21日厚生労働省令第28号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
会計省令	平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
運用上の取扱い	平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
入札通知	平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」